

## 石油パイプライン事業法

### 1. 案内情報

- 手続名 : 事業の休廃止の許可
- 手続根拠 : ・ 石油パイプライン事業法第12条第1項  
・ 石油パイプライン事業法施行規則第9条
- 手続対象者 : 石油パイプライン事業の全部又は一部を休止し、または廃止しようとする事業者
- 提出時期 : -
- 提出方法 : 郵送または持参
- 手数料 : 無し
- 添付書類・部数 : ・ 休止または廃止を必要とする理由を記載した書類  
・ 事業の一部を休止し、または廃止する場合は、休止し、または廃止する事業に係る事業用施設の概要を記載した書類及びその位置を示した図面  
・ 事業の一部を休止し、または廃止する場合は、休止又は廃止の日以後三年内の日を含む毎事業年度における事業収支見積書
- 申請書様式 : 事業休止（廃止）許可申請書（詳細は提出先に問い合わせのこと）
- 記載要領・記載例 : 提出先に問い合わせのこと

### 2. 窓口情報

- 提出先 : 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課、国土交通省総合政策局貨物流通施設課、国土交通省道路局路政課、
- 受付時間 : 提出先に問い合わせのこと
- 相談窓口 : 上記提出先

### 3. 手続情報

- 審査基準 : 石油パイプライン事業の休止若しくは廃止又は法人の解散により公共の利益が阻害されると認めるときは認可をしないこととなっており、この規定を基としつつ、「事業の休止若しくは廃止又は法人の解散により公共の利益が阻害されると認めるとき」に該当するか否かについては、利用者の利用の円滑化が阻害されるおそれの有無及び石油の最終消費者の利益が損なわれるおそれがあるか否かを総合的に勘案し、判断するものとする。
- 標準処理期間 : 1か月
- 不服申立方法 : 行政不服審査法の手続に基づき実施のこと